

合理的配慮の提供を支援します！


高松市では、障がいがある人に合理的配慮を提供するため、民間事業者などが、点字メニュー、筆談ボード、簡易スロープ等を作成・購入等を行う場合に、その費用の一部を助成します。

1 制度を利用できる団体

飲食業、物品販売業などの事業者
自治会など地域の団体 など



2 助成の対象となるもの

内容	上限額	補助率
コミュニケーションツールの作成 ・点字メニュー ・コミュニケーションボード ・チラシ等の音訳 など	 2万円	3/4
物品の購入 ・筆談ボード ・折り畳み式スロープ など	 5万円	
工事の施工 ・簡易スロープ、手すりなどの工事の施工に係る経費（新築・増築に係る工事は対象外です。）	20万円	

3 お問い合わせ先

高松市 健康福祉局 障がい福祉課 生活支援係
電話 087-839-2333 FAX 087-821-0086